

職務内容書（理事長）

独立行政法人北方領土問題対策協会 理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

・独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、北方領土問題の解決の促進を目的として、外交交渉を支える国民世論の結集や北方領土返還のための国民運動の推進に中心的な役割を果たすとともに、北方四島交流事業や元島民等の援護の実施、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定を目的とした融資など、北方領土問題という国益に関する他に類のない極めて重要な業務を担っています。

・今回の公募の対象である理事長は、協会を代表して、内閣府を始めとする関係機関と連絡調整を図り、民間団体とも連携しながら、日露関係（「新たなアプローチ」に基づく北方四島における共同経済活動に関する協議、航空機を利用した特別募参の実施等）、元島民の高齢化その他情勢の変化にも対応し、裾野の広い粘り強い国民運動の一層の推進など業務の成果を上げていくことが求められます。そのため、業務に関する高度な知識・経験と人格高潔で高い倫理観を有し、強いリーダーシップと改革意欲を持って、職員の士気の向上、説明責任や公文書管理の徹底等も図りながら、業務を適正かつより効果的・効率的に運営することができる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人北方領土問題対策協会

（法人の業務概要）

協会は、平成15年10月に設立された独立行政法人（前身は昭和44年に設立された特殊法人）であって、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する中期目標管理法人である。

協会は、北方領土問題の解決の促進を図ることを目的として、国民世論の啓発、北方四島交流事業、調査研究、元島民等に対する援護等を行うとともに、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定を図ることを目的として、必要な資金の貸付業務を行っている。主な業務内容は以下のとおり。

（1）国民世論の啓発

北方領土問題に関する国民世論の形成とその一層の高揚・持続を図るため、北方領土返還要求運動の推進、青少年や教育関係者に対する啓発、特に若年層など国民一般に向

けた北方領土問題に関する情報発信等の実施

(2) 北方四島交流事業の実施

北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下、船舶及び航空機による北方四島在住のロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流の実施

(3) 北方領土問題等に関する調査研究

返還要求運動や協会が関わる啓発活動を的確かつ効果的に推進するために必要な調査研究の実施

(4) 元島民等の援護

元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動支援及び北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の船舶及び航空機による実施支援

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業（札幌事務所）

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号）に基づく、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定を図るための貸付業務の実施

(参考) 協会の事務組織概要

(1) 東京事務局

① 総務課

協会の中期計画・年度計画の策定、協会内の総合調整、人員・組織体制のマネジメント、予算・決算、予算執行管理、業務実績評価などを行う。また、北方領土問題等に関する調査研究や元島民等に対する援護事業を実施するほか、関係行政機関、民間団体との連携に係る調整を行う。

② 業務グループ

北方領土問題等に係る国民世論の啓発に関する企画立案、調整、事業を実施し、民間団体が実施する事業の支援を行う。また、北方四島との交流の企画立案、調整、事業を実施する。

(2) 札幌事務所

① 管理グループ

札幌事務所に勤務する職員の人事・能力開発、役職員の給与・手当及び職員の福利厚生・安全衛生に関する業務を行う。また、貸付業務勘定に関する予算・決算、予算執行管理などを行う。

② 融資グループ

北方地域旧漁業権者等に対し、事業及び生活に必要な資金の貸付け、管理及び回収に係る事務などを行う。

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

（任期5年：平成30年4月1日～平成35年3月31日※）

※ 独立行政法人通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が協会に指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況及びこれに起因して元島民等が置かれている特殊な事情を十分に踏まえつつ、日露関係、元島民の高齢化などの情勢変化も適切に見定めながら、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、協会の基本的な経営方針を立案し、協会全体の運営管理業務（役職員数 40 名程度（非常勤を含む。)) を総理する。

(1) 適切な業務運営

- ・ 協会が担う政策実施機能の最大化のため、自律的な PDCA サイクルを機能させること等による業務・事業の不断の見直し、業務の重要度と優先度を踏まえた経営資源の適切な配分を行うとともに、人材の計画的な確保・育成や職員の士気の向上、業務の効率化に取り組む。
- ・ 業務運営の健全性・透明性を確保するため、適切なリスク管理やコンプライアンスの徹底を図るとともに、公文書管理の適正を確保し、業務・運営に関する対外的な説明責任を自ら果たす。

(2) 業務遂行の先導

- ・ 協会を代表し、業務の実施に当たって、内閣府を始めとする国の行政機関、北海道及び北方領土隣接地域を始めとする地方公共団体、民間団体等と連携を図るため、自ら必要な交渉・調整を行う。
- ・ 日露両国における今後の協議の進展等に留意し、主務大臣の指示等に基づき、対応に必要な体制整備等の措置をとる。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・ 北方領土問題に対する十分な知見及び協会が行う業務を的確に遂行できる十分な能力を有し、業務・運営の改革・改善の実施に不断に取り組む強い意欲が認められること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等において組織全体を見渡す立場に立って業務・経営を行う経験を積んでおり、協会のトップとして運営を行うだけの能力を十分に有していること。
- ・ 関係行政機関、民間団体、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務を遂行できる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：東京事務局（東京都台東区北上野一丁目9番12号住友不動産上野ビル9階）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収約1,800万円（地域手当、期末特別手当を含む。）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- ・ 危機管理：地震等災害には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・ その他：給与等の条件は変わることがある。

6. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ②二次選考（面接審査）
- ③外部有識者による選考委員会の審議を経て内閣総理大臣が任命

※ 公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

7. 応募方法

（1）応募書類

① 履歴書

- ・ 顔写真（3か月以内に撮影）を添付すること。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、会社（又は法人）名、所属部署、役職名を記入するとともに、職務内容、所属組織の概要・規模・職責等を別添として記載すること。
- ・ 連絡用の携帯電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

※ これまでの職務の経歴について、勤務先名、役職、在職期間、担当業務などできるだけ具体的に記述する。なお、別紙として添付することも可能

② 自己アピール書

- ・ A4（40字×40行）で2枚以内。
- ・ 自らがこのポストに適任であることを示すため、協会の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を的確に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※ 応募書類等については、一切返却しませんので予め御了承ください。

(2) 応募先

〒100-8914 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣府大臣官房人事課企画係

※ 封筒の表に「独立行政法人北方領土問題対策協会理事長応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 応募期限

平成29年12月14日(木)必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

(役員欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

(公募手続に関する問合せ先)

内閣府大臣官房人事課企画係 03-5253-2111 (内線31321)

(職務内容に関する問合せ先)

内閣府北方対策本部総務・企画担当 03-5253-2111 (内線31507)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html